

# 社会福祉法人上横山福祉会 理事・監事・評議員報酬等規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上横山福祉会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、常勤または非常勤の理事及び監事をいい、常勤または非常勤の評議員を併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、その職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### 報酬額

役職名	日 額
理 事	10,000円
評議員	10,000円
監 事	10,000円

2 自家用車で理事会又は評議員会、その他の会議参加等法人・施設運営のための業務を行った場合は、1キロメートル当たり20円の単価を掛けて算出した額(1円未満は、繰り上げ)を報酬額に加算し、報酬等とする。(31,600円を上限度とする。)

ただし、公共交通機関を利用した場合は、実費を支給する。

- 3 役員等が研修会等出張する場合は、報酬等とは別に当法人の旅費規程に基づき、旅費を支給するが、実費以外は、報酬等とする。
- 4 役員等を兼務している職員が、出張する場合、旅費規程に基づき支給し、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、理事会又は評議員会、その他の会議や研修会等の参加等法人・施設運営のための業務を行った都度、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除し、現金または銀行振込（振込手数料は、当法人が負担）にて支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1. この規程は、平成30年3月13日から施行し、平成29年6月13日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成30年10月23日から施行し、平成30年10月9日より適用する。